

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

原 議 永 年 保 存					
共	00	00	10	31	5年
宮 本 総 第 3 0 5 号					
平成 2 5 年 3 月 2 6 日					
宮 城 県 警 察 本 部 長					

宮城県警察の施策を示す訓令、通達等の公表基準の制定について（通達）
宮城県警察が保有する施策を示す訓令、通達等の公表基準については、「宮城県公安委員会及び宮城県警察の規程等の公表基準」の制定について（通達）（平成18年12月7日付け宮本県第910号）を定め、運用してきたところであるが、この度、情報公開に関する事務が総務部広報広聴課に移管されること等に伴い、前記通達を見直し、宮城県警察の施策を示す訓令、通達等の公表基準（以下「公表基準」という。）を別添のとおり制定したので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 制定の趣旨

宮城県警察が保有する行政文書等のうち、県民の生活に役立ち、又は県民の関心が高いと認められ、かつ、一般の公開に適すると認められるものについては、行政資料として公表しているところであるが、警察関係法令、宮城県公安委員会規則、宮城県公安委員会規程、宮城県警察本部訓令その他施策を示す通達等（以下「訓令、通達等」という。）について、より積極的な情報提供施策を推進するため、訓令、通達等を公表するに当たっての判断の基準を定めたものである。

2 公表の可否の決定に関する手続

- (1) 所属長は、訓令、通達等を制定し、又は改正した場合は、公表基準に基づき公表の可否について検討を行い、起案用紙の備考欄に公表の可否、公表の範囲（全文の公表又は概要の公表の別）及び公表の期間を明記しておくものとする。
- (2) 所属長は、起案した訓令、通達等について、公安委員会、警察本部長等の決裁を受ける際に公表の可否の承認を得るものとし、決裁終了後、宮城県警察文書管理システムの起案登録画面の情報公開の項目に、公表の可否の判断結果を入力するものとする。

3 施行期日

平成25年4月1日

4 留意事項

- (1) 訓令、通達等は、原則として全て公表の対象とするものであるが、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）第8条第1項各号に規定する非開示情報（以下「非開示情報」という。）が含まれている場合に限り、当該訓令、通達等の名称及び概要を公表し、又は名称及び概要とも公表しないものである。過失等により非開示情報を公開した場合には、警察業務に著しい支障が生じることになることから、所属長は、訓令、通達等に非開示情報が含まれているかどうかについて

慎重に検討を行い、公表の可否について厳格に判断し決定すること。

- (2) 連名等により発出する訓令、通達等を公表する場合は、事前に関係する所属長と協議し、当該訓令、通達等を主管する所属長が公表に関する手続を行うこと。

宮城県警察の施策を示す訓令、通達等の公表基準

1 目的

この基準は、警察行政の透明性を確保し、県民に対する説明責任を果たすため、宮城県警察が保有する施策を示す訓令、通達等を原則として公表することにより、県民の理解と協力の下に警察行政を円滑に運営することを目的とする。

2 公表の対象とする訓令、通達等

警察関係法令、宮城県公安委員会規則、宮城県公安委員会規程、宮城県警察本部訓令その他施策を示す通達等（以下「訓令、通達等」という。）のうち、次のいずれかに該当するものは、公表の対象とする。

(1) 県民に積極的に公表する必要性のあるもの

ア 防犯、交通安全等県民生活の安全の確保に関するもの

イ 宮城県警察の施策を推進するに当たって、県民の理解と協力を得るために必要と認められるもの

ウ その他県民の関心が高く、公表することが適当であると認められるもの

(2) 県民生活に密接な影響を及ぼすもの

ア 許認可事務の手續に関するもの

イ 交通の規制又は運転免許証の発給に関するもの

ウ 願届の処理要領に関するもの

エ その他県民生活に密接な影響を及ぼすものであり、公表することが必要と認められるもの

3 公表の対象から除外する訓令、通達等

訓令、通達等のうち、次のいずれかに該当するものは、公表の対象から除くものとするが、県民の関心の高い事項を内容とするもの等については、この基準の目的に照らし、可能な限り幅広く公表するよう努めるものとする。

(1) 宮城県警察の人事、給与、会計、福利厚生、施設、教養等の内部管理に関するもの

(2) 専ら技術的又は補足的事項を定めるもの

ア 電算システムに関する技術的事項を定めるもの（コード表の制定、入力帳票の記載要領等）

イ 犯罪手口や統計の分類方法を定めるもの

(3) その他県民生活に影響を及ぼさないもの

ア 業務に関する報告様式、報告要領等を定めたもの

イ 単なる連絡、通知、依頼、照会、回答等

4 公表する範囲

(1) 訓令、通達等のうち、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）第8条第1項各号に規定する非開示情報（以下「非開示情報」という。）を含まないものについては、その名称及び全文を公表する。

(2) 訓令、通達等のうち、非開示情報を含むものについては、その名称及び概要を公表する。ただし、訓令、通達等の名称に非開示情報が含まれる場合及び含まれ

る非開示情報を明らかにすることなく訓令、通達等の概要を作成することができない場合は、名称及び概要とも公表しないこととする。

5 公表に当たっての判断基準

訓令、通達等を所管する所属長は、次に掲げる基準により、公表の可否について判断するものとする。

- (1) 情報公開条例に規定する非開示情報に該当するか否か。
- (2) 防犯、交通安全等県民生活の安全を確保するため、積極的に公表したほうがよいと認められるか否か。
- (3) 警察活動に対する理解と協力を得るため、積極的に公表したほうがよいと認められるか否か。
- (4) 県民生活に関連する事項であつて、公表しても警察活動に支障を来さないか否か。

6 公表時期及び公表期間

- (1) 訓令、通達等を制定し、又は改正したときは、発出後できる限り速やかに公表に必要な措置を執るものとする。ただし、速やかに公表することが適当でない事情があるときは、当該事情がなくなった後速やかに公表に必要な措置を執るものとする。
- (2) この基準の施行前に発出され、かつ、効力を有する訓令、通達等で、いまだ公表していないものについては、速やかにこの基準に基づき公表の可否を判断した上で、公表に必要な措置を執るものとする。
- (3) 公表期間については、当該訓令、通達等が効力を有する期間とし、公表した訓令、通達等を廃止したときは、速やかに公表を終了する措置を執るものとする。

7 公表の方法及び手続

公表する訓令、通達等は、別に定める手続により、宮城県警察情報センターへ備え付けるとともに、宮城県警察インターネットホームページへ登載して公表するものとする。